

報告第十二号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十六年二月十七日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立第二葛西小学校 改築工事	トヨタ・イチグミ建設共 同企業体 代表者 株式会社トヨタ工業 代表取締役 豊田 昭朗	24.7.3 (358 日間)	円 1,714,797,000	第 1 回 25.11.18	円 1,777,692,000(62,895,000) (3.7%)	契約当初に比べて賃金等の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第 20 条第 7 項 (インフレスライド条項) に基づき変更したことによる増
				1,777,692,000	第 2 回 25.11.20	1,783,866,000(6,174,000) (0.3%)	高さが 6 m を超えるメディアセンター等の天井を耐震性能の高い仕様に変更したこと等による増
	江戸川区立第二葛西小学校 改築に伴う電気設備工事	カイデン・日本電設建設 共同企業体 代表者 株式会社カイデン 代表取締役 川村 廣	24.7.3 (358 日間)	円 265,650,000	今回 25.11.18	円 268,642,500 (2,992,500) (1.1%)	契約当初に比べて賃金等の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第 20 条第 7 項 (インフレスライド条項) に基づき変更したことによる増
	江戸川区立第二葛西小学校 改築に伴う給排水設備工事	株式会社アイ・エヌ・オ ー 代表取締役 伊能 正雄	24.7.3 (358 日間)	円 195,300,000	今回 25.11.18	円 200,917,500 (5,617,500) (2.9%)	契約当初に比べて賃金等の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第 20 条第 7 項 (インフレスライド条項) に基づき変更したことによる増

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立第二葛西小学校 改築に伴う空調設備工事	株式会社アイ・エヌ・オ ー 代表取締役 伊能 正雄	24.7.3 (358 日間)	円 297,150,000	今回 25.11.18	円 300,793,500 (3,643,500) (1.2%)	契約当初に比べて賃金等の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第 20 条第 7 項(インフレスライド条項)に基づき変更したことによる増
	江戸川区立船堀小学校改築 工事	株式会社伊勢崎組 代表取締役 伊勢崎 昭一	24.7.3 (416 日間)	円 1,722,829,500	今回 25.11.18	円 1,745,236,500(22,407,000) (1.3%)	契約当初に比べて賃金等の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第 20 条第 7 項(インフレスライド条項)に基づき変更したことによる増
	江戸川区立船堀小学校改築 に伴う空調設備工事	東京セントラルエアコン 株式会社 代表取締役 坂根 浩二	24.7.3 (410 日間)	円 281,400,000	今回 25.11.18	円 284,718,000 (3,318,000) (1.2%)	契約当初に比べて賃金等の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第 20 条第 7 項(インフレスライド条項)に基づき変更したことによる増
土 木 工 事	都市計画道路補助第 286 号 線(中央)街路及び雨水貯 留管整備工事(その1)	株式会社大達土木 代表取締役 藤井 正裕	24.7.3 (400 日間)	円 296,334,150	今回 25.12.19	円 295,813,350(520,800) (0.2%)	掘削により発生した土の処分先が変更になったこと等による減及び雨水貯留管の管路の基礎を補強したこと等による増